

石川県公報

平成 27 年 12 月 22 日
第 1 2 8 6 2 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (厚生政策課)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	1	○県道の供用の開始 (同)	2
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	2
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	3
		○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	3
		○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	3

告 示

石川県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
源薬局	かほく市宇野気り220	平成27年12月1日

石川県告示第581号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
源薬局	かほく市宇野気り220	平成27年12月1日

石川県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 いるか乃里	鳳珠郡能登町字姫3丁目 18番地	ケアホーム いるか乃 里	鳳珠郡能登町字姫3丁目 18番地	平成27年 12月1日

石川県告示第583号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 いるか乃里	鳳珠郡能登町字姫3丁目 18番地	ケアホーム いるか乃 里	鳳珠郡能登町字姫3丁目 18番地	平成27年 12月1日

石川県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年12月22日から平成28年1月12日まで縦覧に供する。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員（m）	延長（m）	
上安原昭和町線	金沢市薬師堂町イ105番地先から 金沢市薬師堂町イ102番地先まで	旧	10.79～10.87	97.3	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	10.79～22.76	97.3	

石川県告示第585号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年12月22日から平成28年1月12日まで縦覧に供する。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
上安原昭和町線	金沢市薬師堂町イ105番地先から 金沢市薬師堂町イ102番地先まで	平成27年12月22日	県央土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成27年10月29日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 白峰まちづくり協議会
- 3 代表者の氏名
織田 捷二
- 4 主たる事務所の所在地
白山市白峰口9番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、石川県白山市白峰地域に対して、住民の健康増進、交流事業及び中心市街地にぎわい創出事業並びに地域活性化に関する事業を実施し、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
高 垣 雄 太	県内全域	鳳珠郡穴水町字川島タの8番地 公立穴水総合病院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
前 川 正 知	県内全域	金沢市有松5丁目1番7号 医療法人社団中央会 金沢有松病院
吉 田 千 尋	〃	〃
高 畠 一 郎	〃	〃
宮 崎 公 臣	〃	〃
近 藤 毅	〃	〃
結 城 仰 子	〃	〃
大 畠 梓	〃	金沢市京町23番5号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北診療所
和 田 汪	〃	七尾市田鶴浜町リ部11番地1 社会医療法人財団董仙会 介護老人保健施設 鶴友苑
斉 藤 靖 人	〃	七尾市津向町ト107番地 社会医療法人財団董仙会 介護老人保健施設 和光苑

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計

画を定めたので、その関係書類を平成27年12月24日から平成28年1月28日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成27年12月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦 覧 場 所
県 営 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	柳 田 西 部 地 区 （ 田 代 工 区 ）	換 地 計 画 書 の 写 し	石 川 県 奥 能 登 農 林 総 合 事 務 所 土 地 改 良 部 計 画 課